中津市告示　232　号

令和8年度　地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類の公示送達について

地方税法第20条の2及び中津市税条例第18条の規定に基づき次の者に対する令和8年度地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類を居所不明等により公示送達する。

ただし、送達を受けるものより直接請求があった場合、直ちに当初保管の当該書類を交付する。



令和8年11月16日

中津市長　奥塚正典



公　　示　　送　　達　　書

令和8年11月16日

下記の書類は、当市　総務部__税務課　　に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長　奥塚　正典

送達を受ける者の氏名	送達する書類の名称
髙橋　拓瑠	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
馬場　亮	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
森脇　孝行	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
CHAN　MYAE　AUNG	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
河野　真也	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
大坂　純	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
阿南　沙和	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
田添　育雄	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類
廣田　修治	地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5に規定する書類

（注意）地方税法第20条の２の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。